

肢体不自由特別支援学校における 福祉車両制度の見直しについて

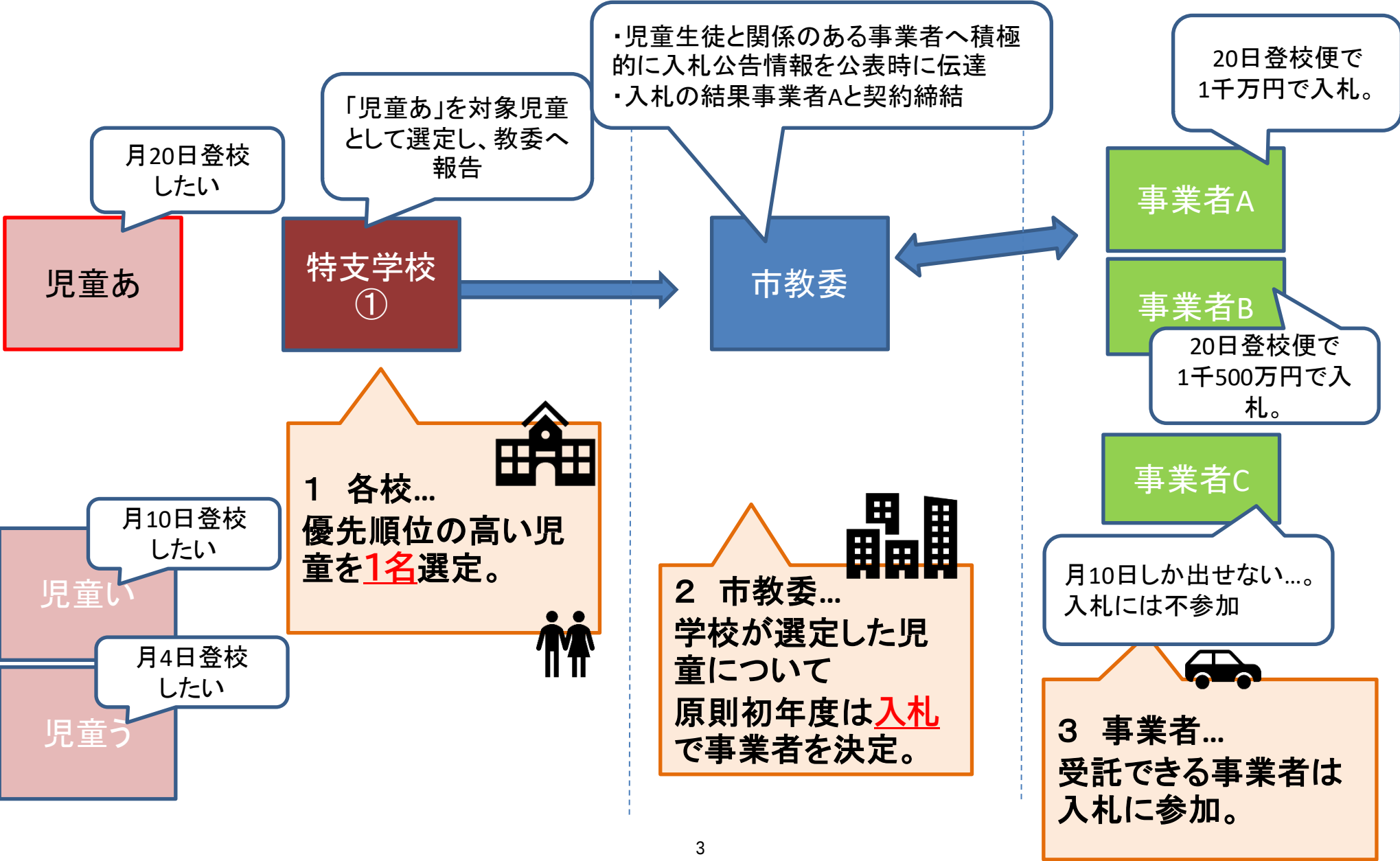
教育委員会事務局特別支援教育課

学校・事業者向け資料

【制度見直しの趣旨】

- 入札による契約締結から、共通の単価設定に基づく事業者の名簿登録制に変更し、公平性・透明性・競争性が担保された随意契約とします。
- 名簿登録制により、各事業者から運行できる日数等の情報を正確に把握し、少ない回数で協力できる事業者も参入しやすい仕組みにします。
- 月1回、週1回等の登校回数の少ない児童生徒も利用できるよう、学校が月ごとにマッチングを行います。
- 月毎のマッチングについて、これまでの事業者と児童生徒との関係性を考慮した一定のマッチングルールを作成します。

【参考】現在の福祉車両事業の進め方（R5年度までの契約）



R6以降 新制度 イメージ図1

学校①に20日登校便を出せます

事業者A

学校①に10日、
②に5日

事業者B

学校②に10日

事業者C

1 事業者...
各学校の児童情報を確認したうえで受託できる範囲と日数を市へ提示する【名簿登録制】

事業者A: 学校①へ15日、
事業者B: 学校①へ7日、
学校②へ5日
事業者C: 学校②へ10日

で契約締結し、
各学校へ日数と事業者を配当

市教委

2 市教委...
予算や各校の需要供給量を踏まえて契約締結

事業者A・事業者B提供の計22日の中で、
児童あ・い・うに優先順位をつけてマッチング

特支学校
①

特支学校
②

3 各校...
配当された日数と事業者で、通学支援を行う児童・日付をマッチングして実施

月20日登校
したい

児童あ

月15支援

月10日登校
したい

児童い

月5支援

月4日登校
したい

児童う

月2支援

月20日登校
したい

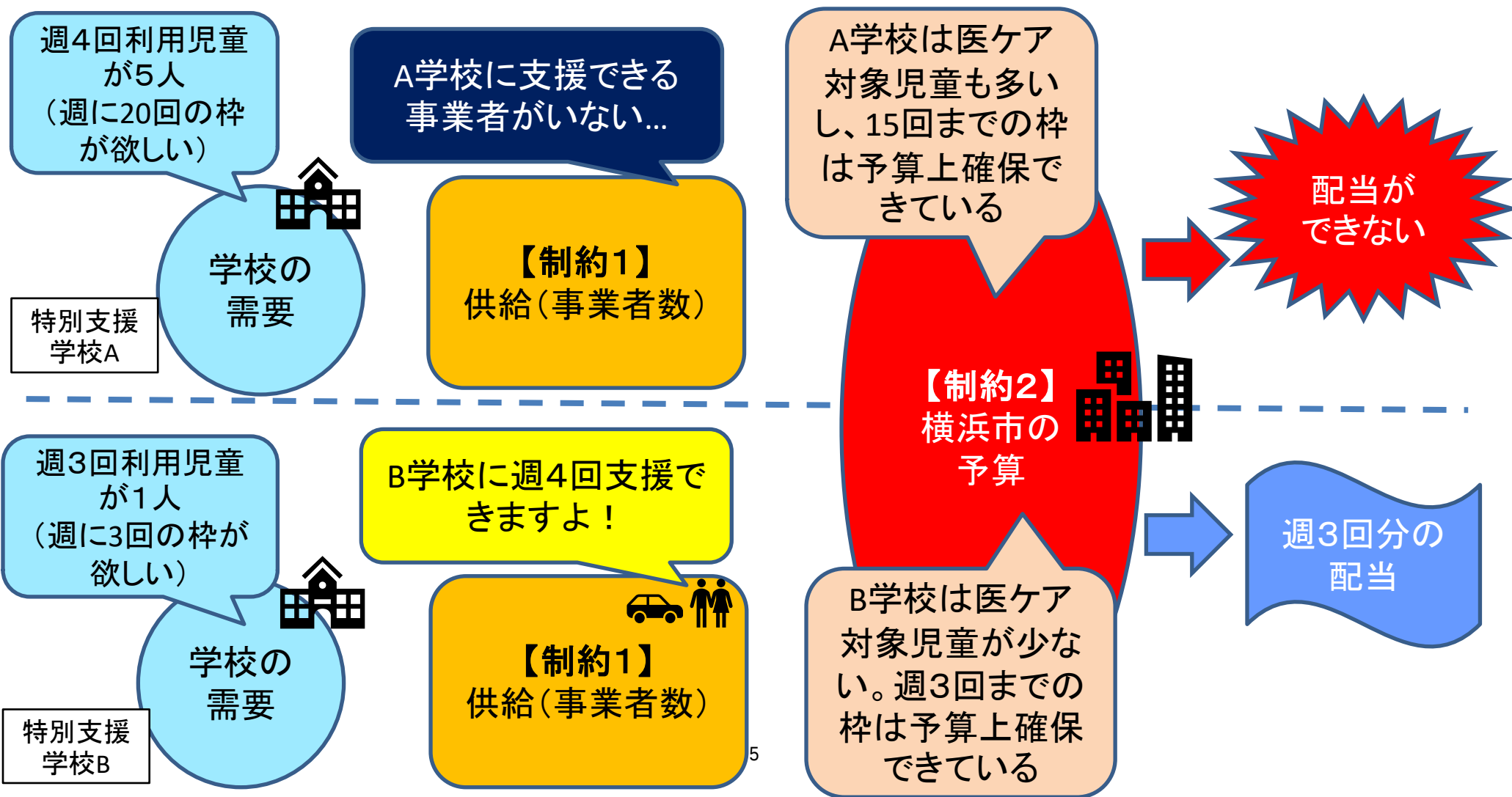
児童え

月10日登校
したい

児童お

R6以降 新制度 イメージ図2

○ 需要に対して「供給」と「予算」という制限から、下記のような配当となる可能性があります。



【事業のフロー図】

市教委

学校

事業所

名簿登録依頼

実施協議書の
提出

各校の利用
希望者情報を、
事業所へ送付

希望者の状況
を踏まえ、実施
可能日を提出

予算の範囲内で、
事業者と契約締結

契約締結

各校へ配分日数を
連絡

運行日のマッチング

名簿登録について(車両)

車両運行委託事業者の登録・管理

- (1) 登録申請時点の横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において、運送車両事業のみ行う場合は「350:その他の委託等」または「603:その他の業務(C:貸切バス・特定バス)」に登録が認められているものであること。
また、看護師派遣もセットで行う場合は、「333:福祉サービス」または「350:その他の委託等」に登録が認められている者であること。
- (2) 事前協議書提出締切から登録までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 直近5年間に当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を有するものであること。なお、看護師派遣もセットで行う場合は、車両の運行と車内での医療的ケアを一括で実施した実績を有するものであること。
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定含む)の許可を受けた者であること。または自家用有償旅客運送の実施主体対象となる事業者であること。なお、後者については運行を管理するものを1名以上設置すること。管理者は他の業務と兼務を可とする。
- (5) 車両の要件を満たす車を複数台有すること。
- (6) 車両を運転できる人材を複数人確保していること。
- (7) 賠償責任保険への加入等、受託者の責において発生した被害に対して適切に保証を行う体制をとっていること。

名簿登録について（看護師）

同乗看護師委託事業者の登録・管理

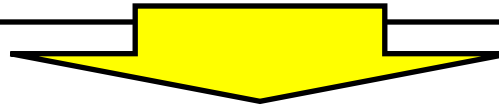
- (1) 登録申請時点の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「601:労働者派遣（Z:その他）」、「333:福祉サービス」または「350:その他の委託等」に登録が認められている者であること。
- (2) 事前協議書提出締切から登録までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 直近5年間に当該業務もしくは、小児看護における医療的ケアの実績を有するものであること。
- (4) 派遣できる看護師を、常勤換算で3名以上雇用等していること。なお、管理者を1名以上設置すること。管理者は他の業務と兼務を可とする。
- (5) 賠償責任保険への加入等、受託者の責において発生した被害に対して適切に保証を行う体制をとっていること。

事業者の実施事前協議書について（資料P.1 第1号様式）

【記載していただく内容】

- 直近5年間における実績
- 賠償責任保険の加入状況
- 個人情報の取り扱い
- 受託を希望する学校と対応できる台数
- 現在、事業所で関係性がある児童生徒の氏名等
- 運送車両事業者の場合は、運行許可証等
- 管理体制、運転者名簿
- 看護師派遣事業者の場合は、派遣対応できる看護師名簿

事業者→市教委
【提出期限】
令和6年6月14日



提出内容を行政内部の審査会にて、要件に適合しているかどうかを審査したうえで、後日、登録の可否について、通知します。

児童生徒の利用希望状況の提供について（資料P.4 第5号様式）

- 新たな福祉車両制度の利用希望の有無
(以下、利用を希望する場合)
- 乗車中に想定される医療的ケアの内容
- 現在の乗車時の様子
- ケアに必要な物品
- 現在の通学状況
- 利用を希望する日数、曜日
- 現在利用している事業者名
- 名簿登録事業者への個人情報提供の同意

事業者の利用可能日の届出（資料P.6、7）

- 市教委は、学校から利用希望調査票と児童生徒利用調整シートを回収したのち、事業者へ対象児童生徒の情報を事業者へ提供します。
（資料P.6 第6号様式）
- 事業者は、送付された各校の希望者リストを踏まえ、実施可能な曜日等の記入していただき、第7号様式を市教委へ提出します。

学校名		希望 順位	月 火 水 木 金 土 日												受託可能な児童生徒番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	※番号のみ記載																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
上菅田	特別支援学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

対応可能な日数に数量を記入
（1台分であれば、「1」と記入）

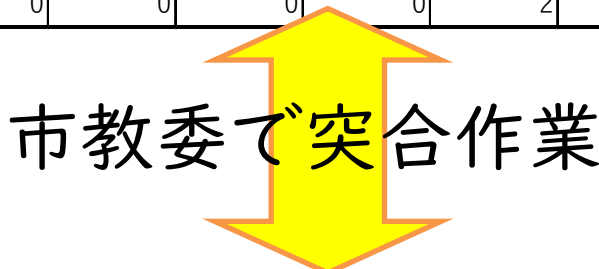
送付するリストのうち、対応可能な児童生徒の番号を記入

事業者と利用希望者の状況を突合し、各校へ配分を決定

○ 各校からの利用希望者情報と事業者の受託可能日を突合し、予算額を上限に、各校への配分日数等を決定

【事業者情報イメージ】

事業者情報			上菅田		中村		北綱島		若葉台		東俣野		左近山	
種別	事業者名	固定費比率	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	下校
看・車	事業者A	1	3	2	0	0	2	0	0	0	0	4	0	5
車のみ	事業者B	1	2		3				1		1			
看のみ	事業者C	1	0		0			2		2	2			
供給量	計	看・車	3	2	0	0	2	0	0	0	0	4	0	5
		車のみ	2	0	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0
		看のみ	0	0	0	0	0	2	0	2	2	0	0	0



【利用希望者情報イメージ】

R6 希望 調査			上菅田（4人）		中村（4人）		北綱島（7人）		若葉台（1人）		東俣野（1人）		左近山（2人）	
			人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
	看護師 セット	登校	3	14	4	14	7	22	1	5	1	2	1	5
		下校	3	8	3	9	7	18	1	3	1	2	1	3
	車のみ	登校	0	0	0	0	0	0	0	0			1	2
		下校	0	0	0	0	0	0	0	0			1	2
	合計日数			22		12 23		40		8		4		12

事業者と契約締結（資料P.8～11）

○ 各校に配分決定した数量で、事業者と概算数量契約を締結

【契約書・設計書イメージ】↓

9 部分払い					
☐ する（○回以内） ☐ しない					
部分払の基準					
業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
車両運行	登校 4～3月	(56)	回	内訳のとおり	(581,000)
車両:土日加算	登校 4～3月	(9)	回		(17,172)
車両:相乗り・ピストン加算	登校 4～3月	(30)	回		(9,000)
運送車両事業	下校 4～3月	(27)	回		(269,325)
車両:土日加算	下校 4～3月	(9)	回		(17,172)
車両:相乗り・ピストン加算	下校 4～3月	(15)	回		(4,500)
固定費1・2(車両)	4～3月	(11)	か月		(1,190,000)
看護師派遣	登校 4～3月	(56)	回		(655,872)
看護師:土日加算	登校 4～3月	(9)	回		(21,357)
看護師:相乗り・ピストン加算	登校 4～3月	(30)	回		(84,990)
看護師派遣事業	下校 4～3月	(27)	回		(259,524)
看護師:土日加算	下校 4～3月	(9)	回		(21,357)
看護師:相乗り・ピストン加算	下校 4～3月	(15)	回		(42,495)
固定費1・2(看護師)	4～3月	(11)	か月		(2,183,600)
※支払予定月 7月、10月、1月、3月				計	(5,357,364)

【内訳書イメージ】↓

内訳書														
1 月別数量		数量/回												
学校名	登下校の別	4～6月			7～9月			10～12月			1～3月			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
●●特別支援学校	登校	(4)	(4)	(4)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	(84)
	下校	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(21)
△△特別支援学校	登校	(1)	(1)	(1)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(39)
	下校				(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(18)
□□特別支援学校	登校	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(12)
	下校													(0)
計	数量計(登校)	(6)	(6)	(6)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	
	数量計(下校)	(1)	(1)	(1)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	
	月ごと計	(7)	(7)	(7)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)	
	数量総計(登校)	(135)												
	数量総計(下校)	(39)												
概算数量には()を記載														

※ 支払いについて
本契約については、希望する事業者について、『固定費部分のみ』を年度当初に一括して支払うことも可能とします。年度末に精算事務が生じますので、御承知おきください。

学校へ回数・事業者数・割り振り案の提示

○ 市教委から学校へ予算等を踏まえた割り振り案（1週間分）を提示します。また事業者とは割り振り案を基にした数量で契約締結します。

児童番号	利用者氏名		月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日	
			(登校)	(下校)	(登校)	(下校)	(登校)	(下校)	(登校)	(下校)	(登校)	(下校)
上菅田特支1	AA AA	希望日	○		○							
		車・看	事業者A		事業者A							
		看のみ										
		車のみ										
		希望日	○									
上菅田特支11	KK KK	車のみ										
		希望日		○	○	○						
		車・看			事業者C							
		看のみ										
		車のみ										

①市教委の割り振り案を記入して、各学校へお渡しします。

②供給量が需要を上回る可能性があります。この場合、たとえばKKさんの登校日を水・木曜日にずらすor事業者へ月・火曜日に提供できないか調整することで支援数が増える可能性があります（学校から調整）

マッチング計A	車・看	3	2	1	1	1	0	1				
	看のみ	1	1	1	1	0	0					
	車のみ	1	0	1	0	0	0					
供給量計B	車・看	3	2	1	1	3	0	1				
	看のみ	1	1	1	1	0	0	1				
	車のみ	1	0	1	0	0	0	4				
B-A	車・看	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	看のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車のみ	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0

事業者と利用者とのマッチングⅠ（資料P.12 第8号様式）

○ 事業者から各学校に対して「月ごと」の受託可能日程を提出します。

○月 通学支援福祉車両事業として下記の日程の運行が可能です。
※ 運行月の前々月末に各学校へ提供してください。

事業者 記載欄	1週目							2週目							3週目						
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校	登校	下校	登校	下校	登校	下校	登校
学校																					

事業者は受託できる数量を記載します。

事業者と利用者とのマッチング2

○ 学校は、市教委から配分された日数と事業者情報を基に、「月ごと」のシフトを作成し、事業者と保護者へ共有します。

【マッチングイメージ】

								1 週目													
		市教委契約事業者				学校 看護 師利 用		月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日		日曜日	
								/		日付を入力		/		/		/		/		/	
								(登校)	(下校)	(登校)	(下校)	(登校)	(下校)	(登校)	(下校)	(登校)	(下校)	(登校)	(下校)	(登校)	(下校)
児童番号	利用者氏 名	利用で きる日 数（登 校）	利用数 （登校）	利用で きる日 数（下 校）	利用数 （下 校）	利用日 数 （月）	エラー チェッ ク→														
北綱島1	AA AA		1		0		車・看														
			0		0		車のみ														
			0		0	0	看のみ														
北綱島2	BB BB		0		0		車・看														
			0		0		車のみ														
			0		0	0	看のみ														
北綱島3	CC CC		0		0		車・看														
			0		0		車のみ														
			0		0	0	看のみ														
北綱島4	DD DD		0		0		車・看														
			0		0		車のみ														
			0		0	0	看のみ														

マッチングの中で、普段放デイ等を利用していない児童生徒と事業者のマッチングを行う可能性もあります。そういった場合は学校から事業者・保護者へ調整いたします。

マッチングの中で、普段放デイ等を利用していない児童生徒と事業者のマッチングを行う可能性もあります。そういった場合は学校から事業者・保護者へ調整いたします。

対象児童生徒の利用日に、利用¹⁶できる事業者名を記入

(参考) 単価の考え方 車両

区分	登下校の別	項目	単価	単価 計	【実績係数1】 稼働回数/月	【実績係数 2】 時間(h)	<試算> 総計①/月
車両費 (変動 費)	登校	車両運行費/時間	5,450	9,858	20	1.5	210,608
		早朝加算/回	400				
		送迎加算/回	300				
		医ケア対応加算	1,500				
		土日加算/回	1,908		1		
		相乗り・ピストン加算/回	300		4		
	下校	車両運行費/時間	5,450	9,458	12	1.5	122,808
		送迎加算/回	300				
		医ケア対応加算	1,500				
		土日加算/回	1,908		1		
		相乗り・ピストン加算	300		4		
車両費 (固定費 1)	-	各種保険料	25,000	100,000	登校支援数		100,000
		車両維持費	30,000		1.0		
		運行管理者人件費	45,000				
(固定費 2)	-	継続加算/月	10,000	10,000	1		10,000

学校発着の考え方を
ベースに、児童生徒一
人ひとりに対して本市が
単価を定めます
(第6号様式を参照)

<登下校便>
4 回以上/月…1/2
10回以上/月…3/5
16回以上/月…1
24回以上/月…6/5
30回以上/月…8/5
32回以上/月…2

(参考) 単価の考え方 看護師

区分	登下校の別	項目	単価	単価 計	【実績係数1】 稼働回数/月	< 試算 > 総計①/月
看護師費 (変動 費)	登校	看護師派遣費用/回	6,779	16,920	20	247,946
		看護師派遣費用/回（早朝）	2,100			
		医ケア対応加算	2,833			
		土日加算/回	2,373		1	
		相乗り・ピストン加算	2,833		4	
	下校	看護師派遣費用/回	6,779	14,820	12	129,050
		医ケア対応加算	2,833		1	
		土日加算/回	2,373		4	
		相乗り・ピストン加算	2,833			
看護師費 用（固定 費）	-	手当	72,000	192,000	登校支援数	192,000
		各種保険	30,000		1.0	
		医ケア調整加算	45,000			
		看護師管理者人件費	45,000			
（固定費 2）	-	継続加算/月	10,000	10,000	1	10,000

< 登下校便 >
 4 回以上/月…1/2
 10回以上/月…3/5
 16回以上/月…1
 24回以上/月…6/5
 30回以上/月…8/5
 32回以上/月…2

(参考) 単価の考え方(キャンセル料)

<キャンセル料について>

各学校でマッチングを行い、日程が確定したのち、キャンセルが発生した場合、変動費※に下記の割合を乗じて支払います。

なお、小数点第1位以下は切り捨てです。

※変動費のうち「土日加算」と「相乗り・ピストン加算」はキャンセル料に含みません。

<キャンセル料の割合>

- ・運行日の14日～8日前までの取り消し… 変動費の30%を支払います
- ・運行日の7日～2日前までの取り消し… 変動費の50%を支払います
- ・運行日の前日・当日での取り消し… 変動費の100%を支払います



運行日までに余裕がある場合、他の児童の送迎に変更できないか、学校から打診する可能性があります。

(参考) 単価の考え方(固定費)

<固定費の考え方>

固定費Ⅰは契約時に定める区分に応じ、以下の係数を乗じて支払います。

※小数点第1位未満は切り捨て。

A区分	4回以上/月…1/2
B区分	10回以上/月…3/5
C区分	16回以上/月…1
D区分	24回以上/月…6/5
E区分	30回以上/月…8/5
F区分	32回以上/月…2

ただし、
当該月の実際に履行した回数が極端に少ない場合、
固定費Ⅰ・2が発生しません。

<令和6年度は下記の基準で固定費を支払いません>

- ①B～F区分で契約した月の履行回数が
3回以下だった場合
- ②A区分で契約した月の履行回数が
2回以下だった場合

※履行回数…
「実際に運行を行った日」+
「児童生徒側の都合で
キャンセルがあった日」
で換算します